

岐阜県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

岐阜県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第六十四号）新旧対照表（第一条関係）

(新)

第一条から第十五条まで 略

(電磁的記録)

第十六条 婦人保護施設は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則 略

(旧)

第一条から第十五条まで 略

附 則 略

岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第八十二号）新旧対照表（第一条関係）

(新)

目次

第一章から第七章まで 略

第八章 雑則（第八十四条）

附則

第一章から第七章まで 略

第八章 雑則

（電磁的記録等）

第八十四条 指定障害児通所支援事業者等は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されている又は想定されるもの（第十四条第一項（第五十五条の五、第五十五条の九、第六十五条、第七十二条、第七十二条の二、第七十二条の四、第七十二条の十一及び第八十条において準用する場合を含む。）、第十八条（第五十五条の五、第五十五条の九、第六十五条、第七十二条、第七十二条の二、第七十二条の四、第七十二条の十一及び第八十条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害児通所支援事業者等は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面により行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により行う

(旧)

目次

第一章から第七章まで 略

附則

第一章から第七章まで 略

ひんがしむ。

附 則 略

附 則 略

岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第八十三号）新旧対照表（第三条関係）

(新)

目次

第一章から第三章まで 略

第四章 雑則（第五十九条）

附則

第一章から第三章まで 略

第四章 雑則

（電磁的記録等）

第五十九条 指定障害児入所施設等は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されている又は想定されるもの（第十一条（第五十八条において準用する場合を含む。）、第十五条第一項（第五十八条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害児入所施設等は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面により行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は入所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該入所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

附 則 略

(旧)

目次

第一章から第三章まで 略

附 則

第一章から第三章まで 略

附 則 略

岐阜県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第八十四号）新旧対照表（第四条関係）

(新)

目次

第一章から第九章まで 略

第十章 雑則（第九十一条）

附則

第一章から第九章まで 略

第十章 雑則

（電磁的記録等）

第九十一条 障害福祉サービス事業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報に記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 障害福祉サービス事業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面により行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

附 則 略

(旧)

目次

第一章から第九章まで 略

附 則

第一章から第九章まで 略

附 則 略

(新)	(旧)
目次	目次
第一章から第十七章まで 略	第一章から第十七章まで 略
第十八章 雑則（第百九十四条）	
附則	附則
第一章から第九章まで 略	第一章から第九章まで 略
第十章 就労移行支援	第十章 就労移行支援
第百五十二条から第百五十四条まで 略	第百五十二条から第百五十四条まで 略
(認定指定就労移行支援事業所の設備)	(認定指定就労移行支援事業所の設備)
第百五十五条 第百六十条第一項において準用する第七十九条の規定にかかわらず、認定指定就労移行支援事業所の設備の基準は、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る養成施設認定規則の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を設けなければならない。	第百五十五条 第百六十条 において準用する第七十九条の規定にかかわらず、認定指定就労移行支援事業所の設備の基準は、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る養成施設認定規則の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を設けなければならない。
第百五十五条の二 略	第百五十五条の二 略
(実習の実施)	(実習の実施)
第百五十六条 指定就労移行支援事業者は、利用者が 第百六十条第一項 において準用する第五十七条第一項に規定する就労移行支援計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しなければならない。	第百五十六条 指定就労移行支援事業者は、利用者が 第百六十条 において準用する第五十七条第一項に規定する就労移行支援計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しなければならない。
2 略	2 略
第百五十七条から第百五十九条まで 略	第百五十七条から第百五十九条まで 略
(準用)	(準用)
第百六十条 第九条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十三条、第二	第百六十条 第九条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十三条、第二

十七条、第三十一条の二、第三十三条の二から第三十九条まで、第四十九条、第五十六条から第五十九条まで、第六十五条、第六十七条から第六十九条まで、第七十三条、第七十四条、第七十九条、第八十二条、第八十三条、第八十四条から第九十条まで、第三百二十七条、第三百二十八条及び第四百七十七条の二の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条」とあるのは「第百六十条第一項において準用する第八十七条」と、第二十条第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第百六十条第一項において準用する第三百二十七条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百六十条第一項において準用する第三百二十七条第二項」と、第五十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百六十条第一項において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第五十七条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第二項第七号中「六月」とあるのは「三月」と、第五十八条中「前条」とあるのは「第百六十条第一項において準用する前条」と、第七十四条第二項第一号中「第五十七条第一項」とあるのは「第百六十条第一項において準用する第五十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第二号中「第五十二条第一項」とあるのは「第百六十条第一項において準用する第十九条第一項」と、同項第三号中「第六十四条」とあるのは「第百六十条第一項において準用する第八十六条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第百六十条第一項」と、第八十七条中「第九十条第一項」とあるのは「第百六十条第一項において準用する第九十条第一項」と、第九十条第一項中「前条」とあるのは「第百六十条第一項において準用する前条」と、第四百七十七条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十条の二第一項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（省令第八十四条において準用する省令第七十条の二第一項の厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（省令第八十四条において準用する省令第七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。

2 略

第十一章から第十六章まで 略

十七条、第三十一条の二、第三十三条の二から第三十九条まで、第四十九条、第五十六条から第五十九条まで、第六十五条、第六十七条から第六十九条まで、第七十三条、第七十四条、第七十九条、第八十二条、第八十三条、第八十四条から第九十条まで、第三百二十七条、第三百二十八条及び第四百七十七条の二の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条」とあるのは「第百六十条」において準用する第八十七条」と、第二十条第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第百六十条」において準用する第三百二十七条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百六十条」において準用する第三百二十七条第二項」と、第五十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百六十条」において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第五十七条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第二項第七号中「六月」とあるのは「三月」と、第五十八条中「前条」とあるのは「第百六十条」において準用する前条」と、第七十四条第二項第一号中「第五十七条第一項」とあるのは「第百六十条」において準用する第五十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第二号中「第五十二条第一項」とあるのは「第百六十条」において準用する第十九条第一項」と、同項第三号中「第六十四条」とあるのは「第百六十条」において準用する第八十六条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第百六十条」と、第八十七条中「第九十条第一項」とあるのは「第百六十条」において準用する第九十条第一項」と、第九十条第一項中「前条」とあるのは「第百六十条」において準用する前条」と、第四百七十七条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十条の二第一項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（省令第八十四条において準用する省令第七十条の二第一項の厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（省令第八十四条において準用する省令第七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。

2 略

第十一章から第十六章まで 略

第十七章 振興山村地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準

第十七章 振興山村地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準

第百八十九条から第百九十二条まで 略

第百八十九条から第百九十二条まで 略

(準用)

(準用)

第百九十三条 第九条から第十二条まで、第十四条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十三条第二項、第二十七条、第三十一条の二、第三十三条の二から第三十九条まで、第五十六条から第五十九条まで、第六十五条、第六十七条から第六十九条まで、第七十三条、第七十四条、第七十九条、第八十四条から第九十条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条」とあるのは「第百九十三条第一項において準用する第八十七条」と、第十五条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第二十条第二項ただし書中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第百九十三条第二項において準用する第八十条第二項及び第三項、第百九十三条第三項及び第五項において準用する第百三十七条第二項及び第三項並びに第百九十三条第四項において準用する第百四十七条第二項及び第三項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百九十二条第二項において準用する第八十条第二項、第百九十三条第三項及び第五項において準用する第百三十七条第二項並びに第百九十二条第四項において準用する第百四十七条第二項」と、第三十四条第二項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第三十九条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第五十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百九十二条第一項において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第五十七条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第二項第七号中「六月」とあるのは「六月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、三月）」と、第五十八条中「前条」とあるのは「第百九十三条第一項において準用する前条」と、第七十四条第二項第一号中「第五十七条第一項」とあるのは「第百九十二条第一項において準用する第五十七条第一項」と、「療養介護計

第百九十三条 第九条から第十二条まで、第十四条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十三条第二項、第二十七条、第三十一条の二、第三十三条の二から第三十九条まで、第五十六条から第五十九条まで、第六十五条、第六十七条から第六十九条まで、第七十三条、第七十四条、第七十九条、第八十四条から第九十条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条」とあるのは「第百九十三条第一項において準用する第八十七条」と、第十五条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第二十条第二項ただし書中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第百九十三条第二項において準用する第八十条第二項及び第三項、第百九十三条第三項及び第五項において準用する第百三十七条第二項及び第三項並びに第百九十二条第四項において準用する第百四十七条第二項及び第三項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百九十二条第二項において準用する第八十条第二項、第百九十三条第三項及び第五項において準用する第百三十七条第二項並びに第百九十二条第四項において準用する第百四十七条第二項」と、第三十四条第二項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第三十九条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第五十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百九十二条第一項において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第五十七条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第二項第七号中「六月」とあるのは「六月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、三月）」と、第五十八条中「前条」とあるのは「第百九十三条第一項において準用する前条」と、第七十四条第二項第一号中「第五十七条第一項」とあるのは「第百九十二条第一項において準用する第五十七条第一項」と、「療養介護計

画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第二号中「第五十二条第一項」とあるのは「第百九十三条第一項において準用する第十九条第一項」と、同項第三号中「第六十四条」とあるのは「第百九十三条第一項において準用する第八十六条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第百九十三条第一項」と、第八十六条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第八十七条中「第四号」とあるのは「第四号及び第七号」と、第九十条第一項中「前条」とあるのは「第百九十三条第一項において準用する前条」と読み替えるものとする。

2 から5まで 略

第十八章 雑則

(電磁的記録等)

第百九十四条 指定障害福祉サービス事業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができ、情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行ふことが規定されている又は想定されるもの（第十条第一項（第四十一条第一項及び第二項、第四十一条の四、第四十六条第一項及び第二項、第九十一条、第九十一条の五、第百十六条、第百四十条、第百四十条の四、第百四十九条、第百四十九条の四、第百六十条第一項、第百七十二条、第百七十五条、第百七十九条、第百七十九条の十一、第百七十九条の十七並びに第百九十三条第一項において準用する場合を含む。）、第十四条（第四十一条第一項及び第二項、第四十一条の四、第四十六条第一項及び第二項、第七十五条、第九十一条、第九十一条の五、第百五条、第百五条の四、第百十六条、第百四十条、第百四十条の四、第百四十九条、第百四十九条の四、第百六十条第一項、第百七十二条、第百七十五条、第百七十九条、第百七十九条の十一、第百七十九条の十七、第百八十四条、第百八十四条の十、第百八十四条の十九並びに第百九十三条第一項において準用する場合を含む。）、第五十一条第一項、第九十九条第一項（第百五条の四において準用する場合を含む。）、第百八十一条の五第一項（第百八十四条の十及び第百八十四条の十九において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては

画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第二号中「第五十二条第一項」とあるのは「第百九十三条第一項において準用する第十九条第一項」と、同項第三号中「第六十四条」とあるのは「第百九十三条第一項において準用する第八十六条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第百九十三条第一項」と、第八十六条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」

2 から5まで 略

認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定障害福祉サービス事業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面により行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法をいう。)により行うことができる。

附 則 略

附 則 略

岐阜県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第八十六号）新旧対照表（第六条関係）

(新)

第一条から第四十五条の二まで 略

(電磁的記録等)

第四十六条 障害者支援施設は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことができる又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 障害者支援施設は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面により行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

附 則 略

(旧)

第一条から第四十五条の二まで 略

附 則 略

(新)

第一条から第六十一条まで 略

(電磁的記録等)

第六十二条 指定障害者支援施設は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されている又は想定されるもの（第十二条第一項、第十六条及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害者支援施設は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面により行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

附 則 略

(旧)

第一条から第六十一条まで 略

附 則 略

（新）

第一条から第二十一条まで 略

（電磁的記録等）

第二十二條 地域活動支援センターは、記録、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 地域活動支援センターは、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面により行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

附 則 略

（旧）

第一条から第二十一条まで 略

附 則 略

岐阜県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第八十九号）新旧対照表（第九条関係）

(新)

第一条から第十九条まで 略

(電磁的記録等)

第二十条 福祉ホームは、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 福祉ホームは、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面により行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

附 則 略

(旧)

第一条から第十九条まで 略

附 則 略

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第九十号）新旧対照表（第十条関係）

(新)

目次

第一章から第十四章まで 略

第十五章 雑則（第一百条）

附則

第一章から第十四章まで 略

第十五章 雑則

（電磁的記録）

第一百条 児童福祉施設は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則 略

(旧)

目次

第一章から第十四章まで 略

附 則

第一章から第十四章まで 略

附 則 略

岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（令和二年岐阜県条例第十三号）新旧対照表（第十一号関係）

(新)

第一条から第十一条まで 略

附 則

1 から 13 まで 略

(基準該当放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数に係る経過措置)

14 この条例の施行の際現に旧指定通所支援基準条例第七十二条の二の二第一項に規定する基準該当放課後等デイサービス に関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者（次項において「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）については、新指定通所支援基準条例第七十二条の二の二第一項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

15 から 20 まで 略

(旧)

第一条から第十一条まで 略

附 則

1 から 13 まで 略

(基準該当放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数に係る経過措置)

14 この条例の施行の際現に旧指定通所支援基準条例第七十二条の二の二第一項に規定する基準該当放課後等デイサービス支援に関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者（次項において「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）については、新指定通所支援基準条例第七十二条の二の二第一項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

15 から 20 まで 略